

令和6年度
相談支援機関等の初任者向け研修

生活自立・仕事相談センター の役割・機能

2024年4月19日（金）

生活自立・仕事相談センター緑

主任相談支援員 吉井 稔

※出典：厚生労働省生活困窮者自立支援事業説明資料等より一部抜粋・加工が含まれています。

はじめに…

生活自立・仕事相談センターとは…こんな感じです

対象者

生活保護者(世帯)以外の様々な理由によって経済的に困窮になる又はなる恐れのある方

相談方法

本人又は家族、関係機関などからの相談も受付可能。
電話・来所・訪問(アウトリーチ)・メール等で相談可能

特徴①

分野別に対象者を限定しない。「困窮」を切り口に、相談者及び家族全体を含めた解決方法を一緒に考える。

特徴②

「困窮状態」に対して「相談支援」を手法として、いろいろな支援メニューをコーディネートする

<千葉市 6区に1センター配置>

千葉市生活自立・仕事相談センター
花見川2020.9~

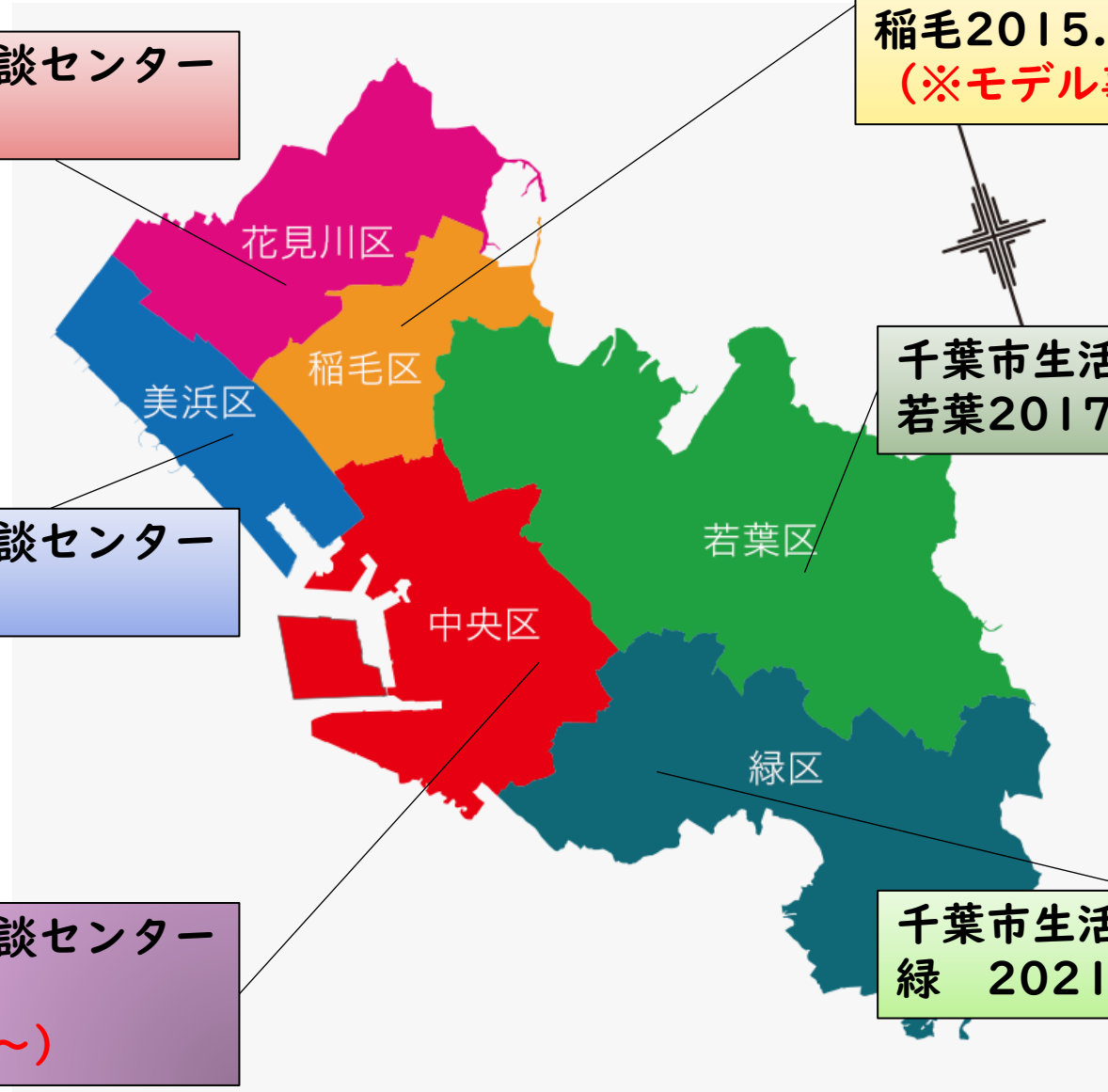
千葉市生活・自立仕事相談センター
稲毛2015.4~
(※モデル事業2013.2~)

千葉市生活自立・仕事相談センター
美浜2022.9~

千葉市生活自立・仕事相談センター
若葉2017.7~

千葉市生活自立・仕事相談センター
中央2015.4~
(※モデル事業2013.2~)

千葉市生活自立・仕事相談センター
緑 2021.9~

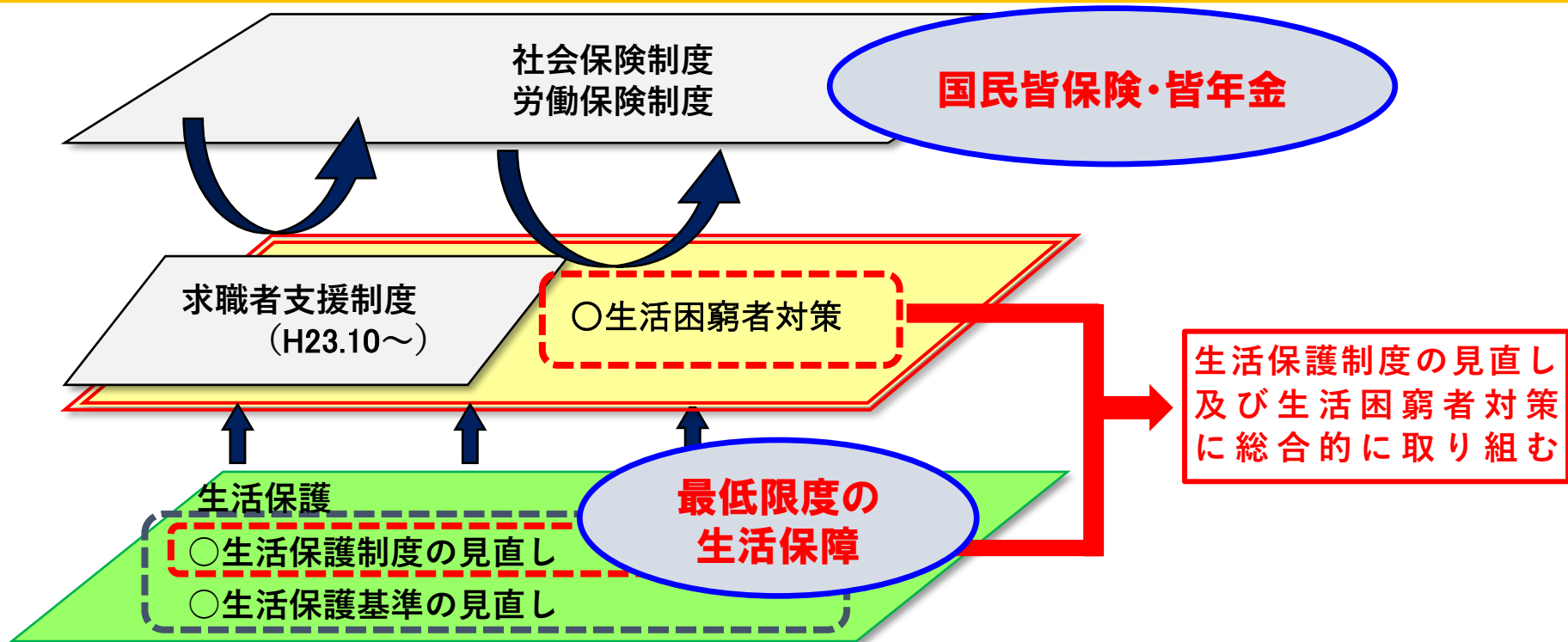


生活困窮者支援制度設立の背景

制度位置付け 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを行う。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



【社会保障制度改革推進法】（平成24年法律第64号） 抜粋

(生活保護制度の見直し)

附則第二条 政府は、生活保護制度に関し、次に掲げる措置その他必要な見直しを行うものとする。

- 一 不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと。
- 二 生活困窮者対策及び生活保護制度の見直しに総合的に取り組み、保護を受けている世帯に属する子どもが成人になった後に再び保護を受けることを余儀なくされることを防止するための支援の拡充を図るとともに、就労が困難でない者に関し、就労が困難な者とは別途の支援策の構築、正当な理由なく就労しない場合に厳格に対処する措置等を検討すること。

対象者

法の対象となる「生活困窮者」とは、

「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（法第3条第1項）。

働きたいが仕事が見つからない

教育費用についての相談

家計がうまく回せない。

債務(借金)があって生活が苦しい

失業で家賃の支払いが苦しい

就職に向けた活動をしたい

親の介護や子育てで十分仕事が出来ない

障害・病気のために生活に困っている
・・・など



支援メニュー

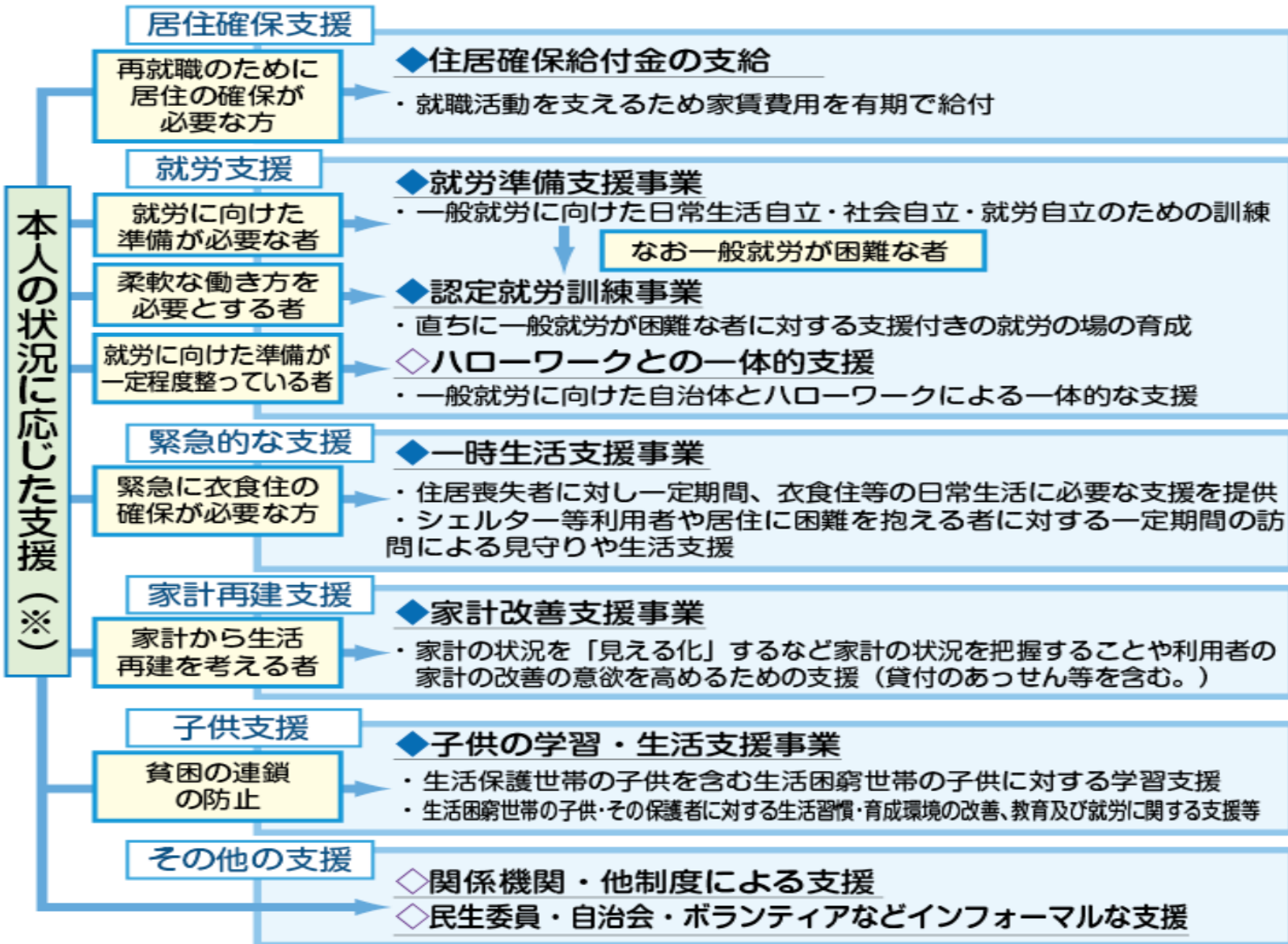
生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

- ・訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成
- ・地域ネットワークの強化、社会資源の開発など地域づくりも担う。

※右記は、法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援（◇）があることに留意



千葉市の 生活困窮者 支援事業

自立相談支援事業

(中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区)

住居確保給付金
千葉市：直営

就労準備支援事業
千葉市就労準備支援室
(NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば)

認定就労訓練事業
(NPO法人ユニバーサル就労ネットワークちば)

生活保護受給者等就労自立促進事業
(ハローワークと各相談センターによる支援)

千葉市家計改善支援事業
(家計再生応援ネット：JV)

一時生活支援事業
(ワーカーズコープちば)

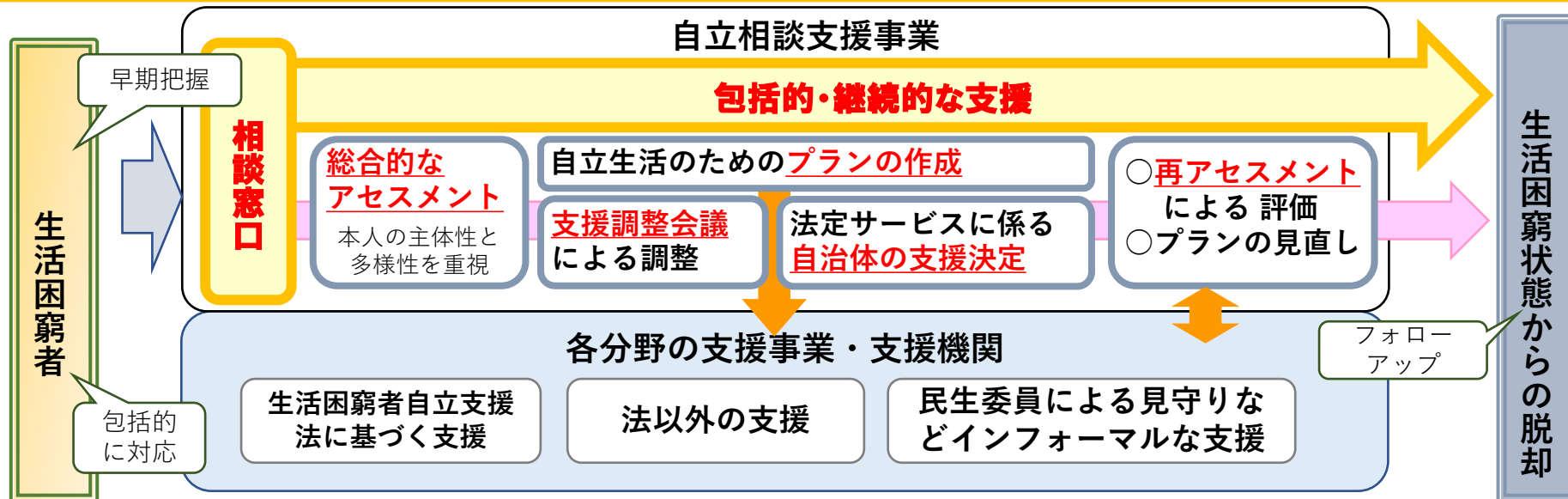
子どもの学習・生活支援事業

相談手法

自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

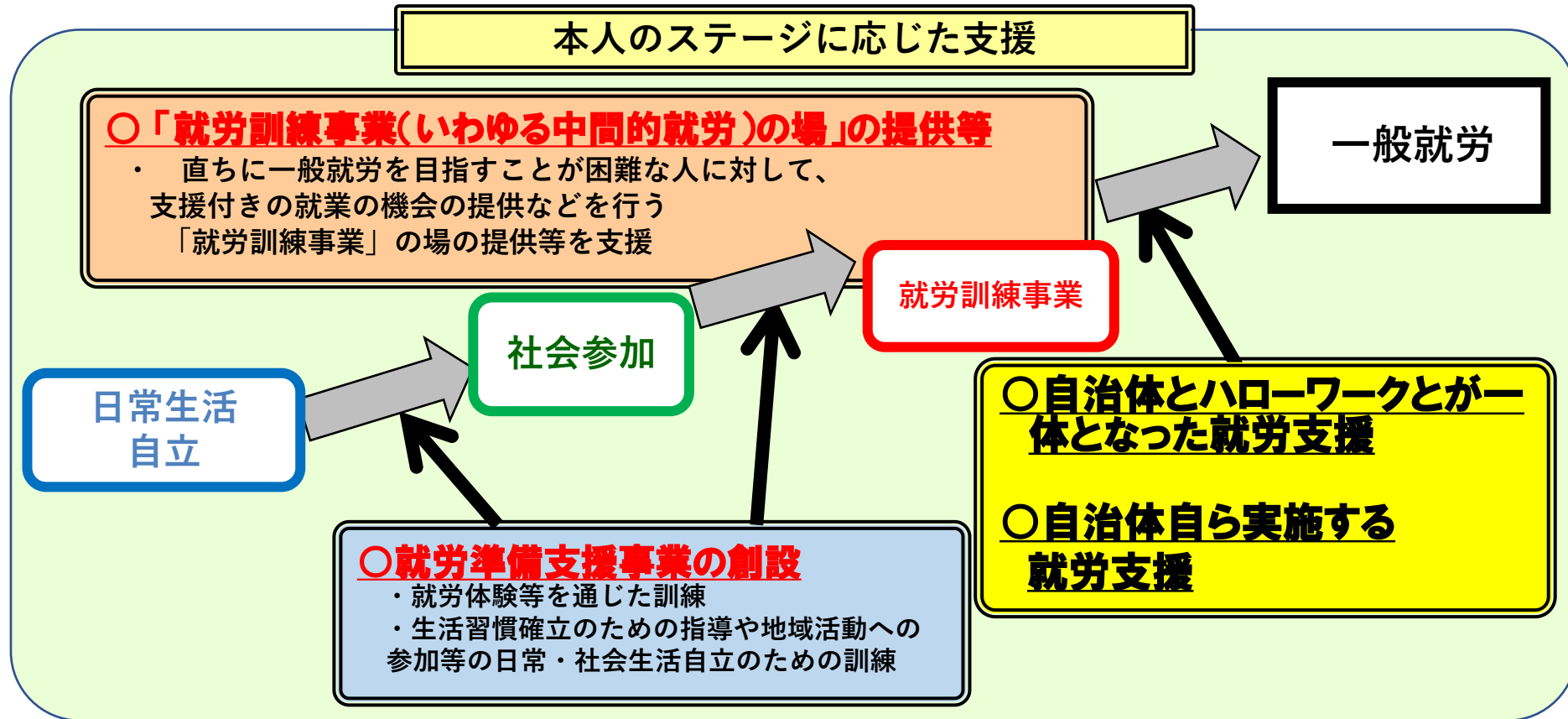


期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

就労に向けた支援の充実・強化

- ◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。



法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊心や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

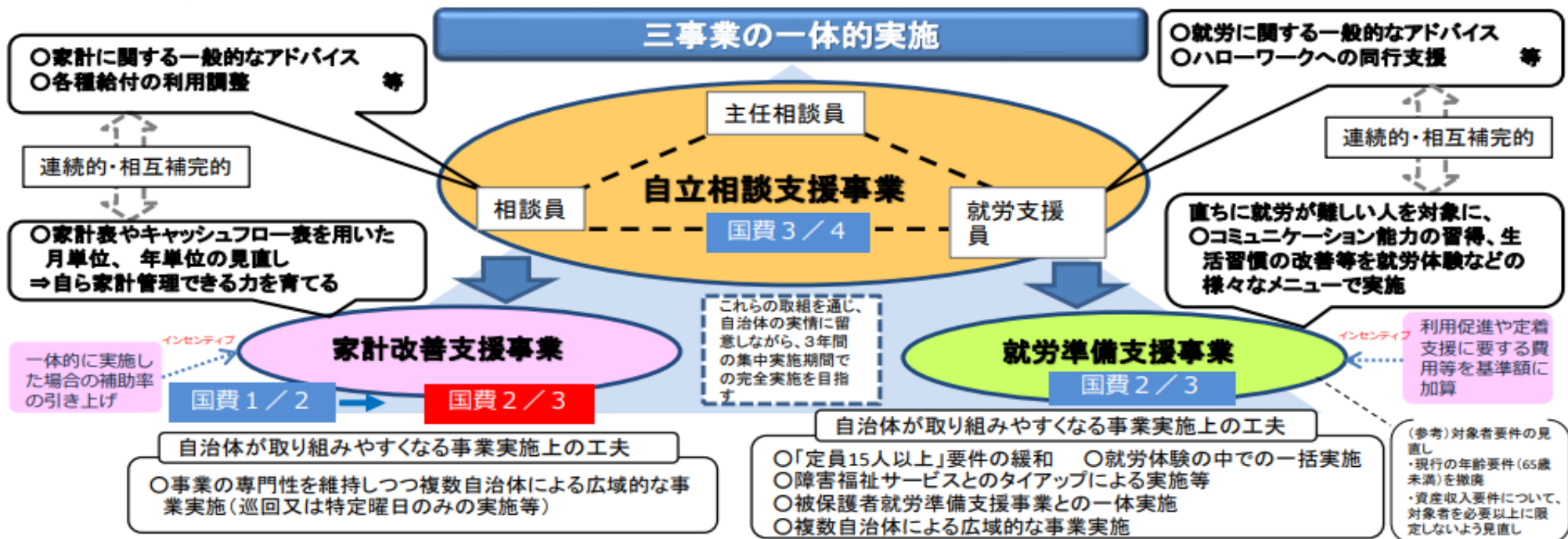
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・ 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

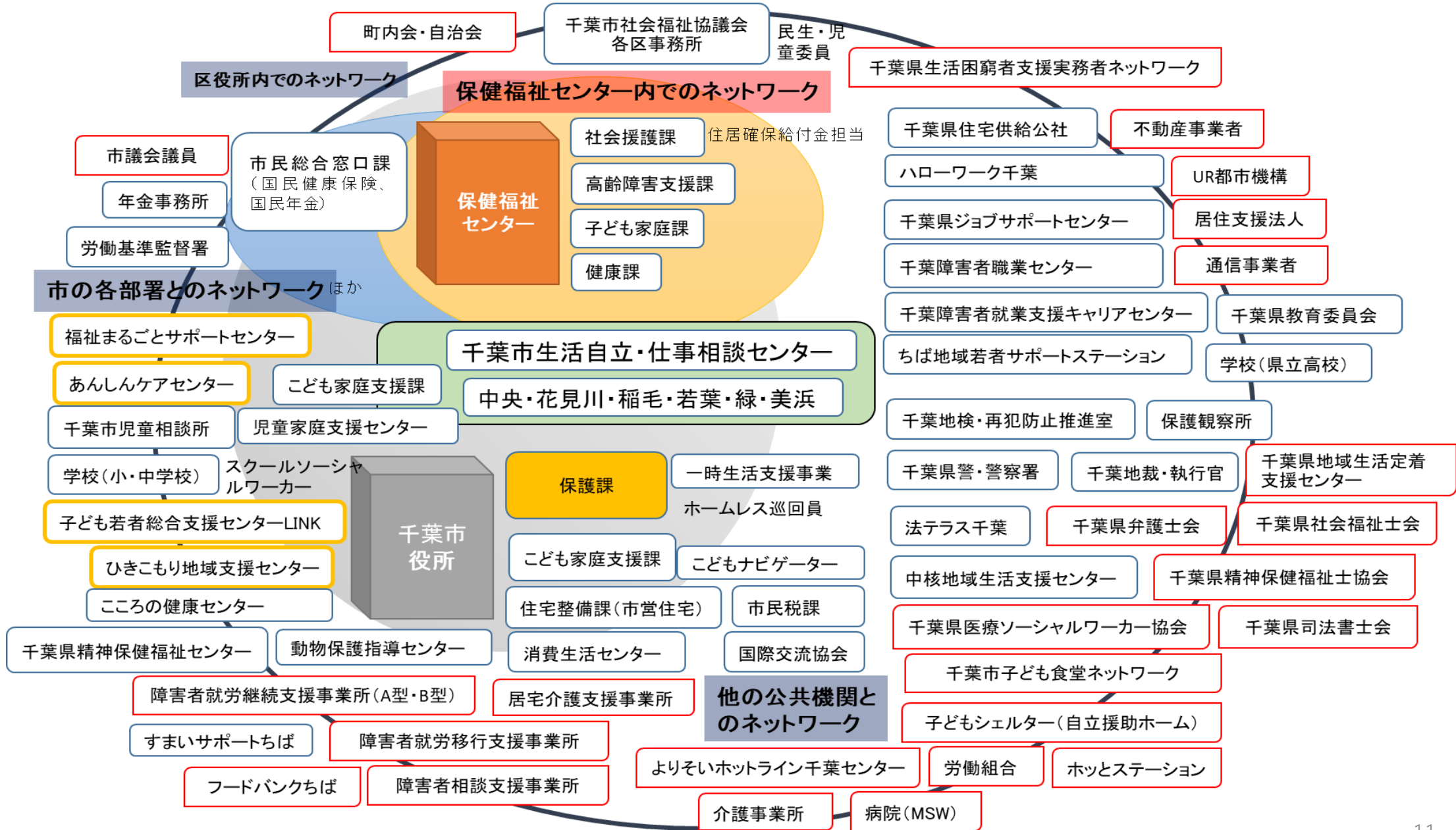
※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- ・ 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・ 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

連携支援のイメージ【様々な機関と連携し相談に対応します】



< 住居確保給付金事業 >

- 離職ややむを得ない休業等により住居を失った又はそのおそれのある生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給

※原則3ヵ月、延長、再延長あり最大9ヵ月

- 収入要件
- 資産要件
- 求職活動等あり

家賃給付を受けながら安定した仕事に就くことが目的。

<就労準備支援事業>

- 直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援
- 1年間を基本とした計画的・集中的な支援を想定
- 生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活に関する支援）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会自立に関する支援）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立に関する支援）の3段階。

< 家計改善支援事業 >

- 家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、家計の状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す取り組み

- ①家計管理に関する支援
- ②滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③債務整理に関する支援
- ④貸付のあっせん等

<生活保護受給者等就労自立促進事業>

- ハローワークとの一体的なチーム支援を行い、より丁寧な就労支援の中で、本人の希望、適性に合った就労を目指す。
- 原則6カ月間。延長3カ月。
- 要件を満たせば、雇用した事業主に助成金が入る可能性がある。

< 一時生活支援事業 >

- ❖ 一定の住居を持たない方に対し、一定の期間内（原則3ヵ月）に限り、宿泊場所や食事の提供等を行い、生活の立て直しにむけた支援を行います。
- ❖ 下記の全ての要件に該当する方で、生活自立・仕事相談センターに相談し、生活の立て直しの意思を有する方が対象となります。
 - 1：一定の住居を持たない方
 - 2：相談時点で本市内に生活の拠点があった方
 - 3：入院による治療の必要のない方
 - 4：他の利用者に感染する恐れのある感染症等の疾病に罹患していない方（発熱等の症状がある方は利用できません）
 - 5：利用月の収入が基準額以下の方
例）単身：12万5千円、2人：17万9千円、3人：22万5千円
 - 6：利用日時点で所有する預貯金等が基準額以下の方
例）単身：50万4千円、2人：78万円、3人：100万円

千葉県生活自立・仕事相談センター

相談無料

生活のこと 家族のこと 仕事のこと 家計のこと 住まいのこと など

「困りごと」ご相談ください

千葉県生活自立・仕事相談センターは、千葉市の相談機関です。



就労に向けた支援



就労支援

家計の悩み、債務整理等に関する支援



家計改善支援

住まいを失われた方への支援



一時生活支援

相談先は
こちら!

相談先

千葉県生活自立・仕事相談センター

対象者

千葉市にお住まいの方

相談方法

来所・電話・FAX・電子メール

開設時間

月曜日から金曜日 8:30~17:30 (祝日、年末年始を除く)

中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区
千葉県中央区中央4-5-1 きぼーる15階 TEL 043-202-5563	千葉県花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1階 TEL 043-307-6765	千葉県稲毛区ア114-12-4 稲毛保健福祉センター1階 TEL 043-207-7070	千葉県若葉区貞塚2-19-1 若葉保健福祉センター3階 TEL 043-312-1723	千葉県緑区鎌取町226-1 緑保健福祉センター2階 TEL 043-293-1133	千葉県美浜区真砂5-15-2 美浜保健福祉センター1階 TEL 043-270-5811

ホームページから詳しい情報が見られます。

下記URLもしくはQRコードからご確認ください。

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/hogo/konnkyuushapr.html>



【センターの利用方法】

❖まずはご相談ください

❖相談料⇒無料

❖開所時間

- ・月曜日～金曜日
- ・8:30～17:30

千葉市

相談無料

子どもナビゲーター事業

お子さまのことで困っていたり、悩んだりしていませんか？
『子どもナビゲーター』に相談してみませんか。
どうしたらいいかを一緒に考え、解決に向けてサポートしていきます。



朝起きられない…
夜寝るのが遅い…



身支度が
一人でできない…

どこに相談したら
いいかわからない…



私『子ナビ』がいっしょにお手伝いします！

スマホを手放さない…
ゲームばかりしてしまう…



学校を休みがち…

子どもに関する制度や
支援機関を知りたい



参考:子どもナビゲーター事業

子どもの支援としてアウトリーチも行います。

【連絡先】

こども家庭支援課 TEL 245-5179 内 (90-5667)

E-mail kateishien.CFC@city.chiba.lg.jp

中央区子ナビ

TEL 222-0877

E-mail kodomo-navi@chiba-shakyo.jp

花見川区子ナビ

TEL 307-8210

E-mail ko-navi@uwnchiba.net

稲毛区子ナビ

TEL 215-8582

E-mail navi-inage@workerscoop.com

若葉区子ナビ

TEL 308-3988

E-mail navi-wakaba@workerscoop.com

緑 区子ナビ

TEL 293-0208

E-mail konavi.midori@npo-link.jp

美浜区子ナビ

TEL 277-5550

E-mail konabi-mihama@chiba-shakyo.jp

